

## 返還免除対象業務一覧

対象となる事業所・施設種別	対象となる職種
障害福祉サービス 居宅介護を行う事業所	主たる業務が直接支援の業務 (相談業務、施設長業務は含まない)
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
療養介護	
生活介護	
短期入所	
重度障害者等包括支援	
施設入所支援	
自立訓練	
就労移行支援	
就労継続支援	
就労定着支援	
自立生活援助	
共同生活援助	
市町村地域生活支援事業の次の事業を行う事業所 ・地域活動支援センター機能強化事業 等	
都道府県地域生活支援事業を行う事業所	
障害児通所支援を行う事業所 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)	
障害児相談支援を行う事業所	
障害児入所支援を行う事業所	
身体障害者生活訓練事業を行う事業所	
介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を行う事業所	
身体障害者社会参加支援施設	
医療保健施設	

※福岡県内において、一覧に記載の業務に週20時間以上、1年あたり180日以上継続従事することを前提としています。

※派遣は対象にはなりません。

※福岡県内で返還免除対象業務に従事した日から、2年間（在職期間720日以上かつ業務に従事した日数が360日以上）返還免除対象業務に従事した際には、返還免除申請が必要です。

※貸付時の従事先を退職し、退職した月の翌月までに福岡県内において一覧に記載の業務に再従事した場合は、継続従事とみなします。その際には、返還猶予申請が必要です。